

# 佐久市国土強靱化地域計画

## 1 「佐久市国土強靱化地域計画」の計画期間延長について

### (1) 計画の状況

#### ア 計画の趣旨

過去の災害の教訓や国・県の動向を踏まえ、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、より強くしてしなやかな地域の構築を目指し、本市の強靱化に関する指針として策定する。

#### イ 「佐久市国土強靱化地域計画」の当初計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

### (2) 計画延長の趣旨

市町村の目指すまちの姿や、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市の施策を展開する上で最上位計画に位置付けられている「佐久市総合計画」について、第 2 次の計画が令和 8 年度末で満了することから、現在、第 3 次の計画の策定作業を進めている。

本計画の趣旨である「大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、より強くしてしなやかな地域の構築」を目指すためには、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために策定される「第 3 次総合計画」と一体的な改定を行うことが、より効果的で効率的であり、また相乗効果を生み出していくことが可能となることから、より強くしてしなやかな「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」につながるものとなる。

加えて、本市の国土強靱化を推進するうえで、財源確保が喫緊の課題である中、緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などの主要財源の事業期間が令和 7 年度末までとなっており、次年度以降の地方債計画が令和 7 年 12 月末に閣議決定されることから、当該動向を踏まえたうえで計画を立案・改定していくことが、安定的な計画推進に向け必要不可欠である。

なお、現行計画策定時から推進してきた各種対策により、本市における災害復旧や防災・減災は、概ね予定どおり進んでおり、現計画の延長の影響はほとんどないものと考えられる。

以上のことから、計画期間を 1 年間延長するものである。

### (3) 計画変更の内容

#### ア 「佐久市国土強靱化地域計画」の変更後の計画期間

令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間

#### イ 第 4 章資料編の変更（時点修正）

令和 8 年度以降に予定している事業について、国の補助金や交付金の採択等に支障をきたすことのないよう、国や県の情報等に基づき、第 4 章資料編の変更を行う

### ◎関連計画の計画期間

|              | R 3     | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8  | R 9  |
|--------------|---------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 佐久市国土強靱化地域計画 | R3~R7   |     |     |     |     | 計画延長 | 次期計画 |
| 佐久市総合計画      | H29~R 8 |     |     |     |     |      | 次期計画 |